

平成25年度

遊佐町定住住宅建設支援金のお知らせ

～新築住宅を建設するときに支援金を交付します～

◆**交付が受けられる方** 次の①から③までのすべてに該当する方

- ① 町内に**専用住宅、併用住宅を建設**する方
- ② 住宅の建設において、国、地方公共団体及びその他の団体からの助成制度を利用しない方
- ③ 町税(国民健康保険税を含む。)の滞納がない方。

◆**支援金交付額** (対象工事費は建設工事費で10万円単位)

- ① 対象工事費の**7%**の額とし、**70万円を上限**とします。
- ② 満年齢40歳未満の方、又は転入される方が町内に定住するために新築住宅を建設するときは、対象工事費の**10%**の額とし、**120万円を上限**とします。

◆**申請に必要な書類** ※**事前着工は交付の対象となりません。**

- ① 建設工事見積書
- ② 建設工事図面
- ③ 納税証明書
- ④ 建設工事請負契約書の写し
- ⑤ 建設工事着工前写真

◆**事業の目的**

若者の定住を促進し人口の増加と町の活性化を図るため、支援金を交付します。

◆**お問い合わせ**

遊佐町役場 地域生活課 土木係 TEL 0234-72-5883